

「介護予防ポイント活動」に参加しませんか？

高齢者の外出の機会を増加し、社会的な役割を持つことで、生きがいづくりや介護予防につなげることを目的としています。



2種類の活動に対し、対象となる活動を行った場合に、実績に応じてポイントが貯まり、貯めたポイントを健康福祉課に提出し、唐津上場商工会商品券(年間上限5,000円)と交換することができる事業です。

- ①登録された介護保険事業所において、対象となるボランティア活動を行った場合(1時間あたり1ポイント、1日最大2ポイントまで)
・ボランティア活動保険加入が必要です。



対象となるボランティア活動

- 1 レクリエーション指導、参加支援
- 2 お茶出しや食堂内の配膳・下膳などの補助
- 3 喫茶などの運営補助
- 4 散歩、外出及び館内移動の補助
- 5 模擬店、会場設営、芸能披露等の行事の手伝い
- 6 話し相手



ボランティア活動をする前に、介護保険事業所との打合せが必要となります。

- ②町が把握する「通いの場(各地域で住民が主体となって介護予防に資する体操を行っている場)」に、定期的に参加し介護予防の記録をつけている場合(1回あたり1ポイント、記録表を地域包括支援センターが確認して、ポイントを付与します)



種別	種別											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1 通いの場												
2 通いの場												
3 通いの場												
4 通いの場												
5 通いの場												
6 通いの場												
7 通いの場												
8 通いの場												
9 通いの場												
10 通いの場												
11 通いの場												
12 通いの場												



- * ①②のいずれも事前に町への登録申請書の提出が必要です。
- * 介護予防教室やデイサービス等に通っている人、ヘルパーを利用している人は、ポイントの対象外となります。

問い合わせ先：玄海町役場健康福祉課介護保険係 (52-2220)